

第33回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和8年3月25日(水) 午前9時30分

2 場所 滝沢市役所防災庁舎 2階 201会議室

3 日程

日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 業務報告について

日程第 4 議案第 1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定に対する要請の決定について

日程第 5 議案第 2号 令和8年度滝沢市農業労賃参考額の設定について

日程第 6 議案第 3号 農地の賃借料情報の提供について

日程第 7 議案第 4号 令和8年度最適化活動の目標の設定等の決定について

日程第 8 議案第 5号 滝沢市農業委員会事務局職員の任免について

日程第 9 報告第 1号 第5回農政小委員会の報告について

日程第10 報告第 2号 農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について

日程第11 報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第12 報告第 4号 農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について

日程第13 報告第 5号 農地転用届出の確認事務報告について

4 出席委員 農業委員

1番委員 新田 義修

3番委員 主濱 学

4番委員 佐藤 恵一郎

5番委員 熊谷 喜彦

6番委員 高橋 敏彦

7番委員 勝田 徹

8番委員 太田 豊

9番委員 駿河 信一 以上8名

5 欠席委員 農業委員

2番委員 吉清水 秀明 以上1名

6 説明のために会議に出席した者

農業委員会事務局 事務局長 佐々木 澄子

同 総括主査 佐藤 泰生

同 主任主査 細川 直樹

同 主任主査 大村 和臣

開会時刻 令和8年3月25日（水） 午前9時30分

佐々木事務局長 只今より第33回滝沢市農業委員会総会を開会いたします。
駿河信一会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

駿河会長 挨拶（略）

議長 只今の出席委員は農業委員が8名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員の出席はありません。

議長 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては会議規則第11条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては1番新田義修委員と3番主濱学委員を指名します。
書記には事務局の佐藤総括主査と細川主任主査を指名します。

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第33回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和8年2月25日から令和8年3月25日までの報告となります。議案書は2ページをご覧ください。

（第32回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積

等促進計画の策定に対する要請の決定についてを議題といたします。なお、事前にご説明しましたが議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

事務局より説明させます。

大村主任主査 それでは議案第1号について補足説明いたします。議案書は4ページから10ページまでをご覧ください。

整理番号1番は、中間管理事業の契約が既に満了したものの同じ耕作者が今後も耕作する計画となったことから、改めて中間管理事業での契約を行うこととなった案件です。

整理番号2番は、1月の総会で地域の特定農業法人に利用権を設定しましたが、所有者より自作したい旨の申し出があったことから、所有者に利用権を移転することとなった案件です。

整理番号3番は、当事者間の調整により地域の担い手に利用権を移転することとなった案件です。

整理番号4番は、当事者間の調整により近隣の担い手法人に利用権を移転することとなった案件です。

整理番号5番は、当事者間の調整により規模拡大を図る農業者に利用権を移転することとなった案件です。

以上、本案件については、いずれも農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件のうち、整理番号1番は実質的に更新の案件のため、及び整理番号2番から5番までは再配分の案件のため、いずれも現地調査を省略しております。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、令和8年度滝沢市農業労賃参考額の設定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

大村主任主査 議案第2号、令和8年度滝沢市農業労賃参考額の設定についてご説明いたします。議案書は12ページから14ページまでをご覧ください。

令和8年度の滝沢市農業労賃参考額（案）につきましては、最初に農政小委員会において原案を検討し、続いて生産組織の代表者及び農業者並びに農業団体等に委員として参加いただいた検討会において13ページの顛末にもありますようにご意見を伺った上で取りまとめたものとなります。

まず、12ページですが、こちらは現行の令和7年度の参考額と今回お諮りする令和8年度の参考額の案を比較した表となっておりますので、これに基づきまして主な改正点等についてご説明いたします。

人力の部につきましては、昨年12月に発効しました岩手県の最低賃金の改定に伴い、その最低賃金の上昇率を基に値上げによる改定を図ろうとするものです。

次に、機械の部につきましては、昨年度の周辺市町等の改定状況や物価高騰の影響等から全体的に概ね10パーセントの値上げをするとともに、周辺市町と比較して料金が低い項目については値上げ幅を上乗せして改定を行うものです。なお、農政小委員会の協議において新岩手農協の単価設定状況を見極めた上で調整を行うこととした乾燥調製等の一部の項目については、検討会時点でも新岩手農協側の単価設定時期が未定であるとのことでしたので全体的な値上げ幅に合わせた値上げを行うこととしております。

なお、14ページは農家の皆様に配布する予定であります令和8年度の農業労賃参考額表の原稿案となっております。この中では、欄外の補足説明において、作業時点における燃料や資材の価格変動を考慮して請負料金を決定いただくようにとの注意書きを引き続き加えることとしております。

最後に、公表後の周知配布についてであります。例年どおり各農協等を通じて速やかに農家の皆様へ配布することに加え、4月15日号の市の広報誌に労賃表を掲載しお知らせする予定としております。また、4月1日までに市ホームページ上に公開する他、農業委員会の窓口等でも配布できるよう準備してまいります。

以上で説明を終わります。

議長 ここで関連がございますので、日程第9、報告第1号、第5回農政小委員会の報告について、農政小委員会佐藤委員長より報告をお願いいたします。

佐藤委員長 農政小委員会委員長の佐藤です。それでは、第5回農政小委員会の顛末について報告いたします。議案書は24ページ及び25ページをご覧ください。

第5回農政小委員会は、2月24日に農政小委員会委員8名が出

席し、令和8年度の農業労賃参考額の設定について協議を行いました。

まず、令和8年度の農業労賃参考額の設定にあたっては、農政小委員会及び検討会による検討の上本日の総会における審議及び議決をもって決定することとしました。

次に、検討会の検討事項等について協議し、検討会に提出する資料や検討委員について資料の草案に基づき事務局から説明が行われ、内容の確認及び検討を行い、検討会の資料案を決定しております。この中では、令和8年度の農業労賃参考額については、議案書の顛末にあるとおり全体的に値上げを行わざるを得ないとする改定案を取りまとめております。

このような協議を踏まえ、検討会の内容等について決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり設定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり設定することに決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農地の賃借料情報の提供についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

大村主任主査 議案第3号、農地の賃借料情報の提供について補足説明いたします。議案書は16ページをご覧ください。

令和8年度の賃借料情報の提供につきましては、議案書にも記載されておりますとおり令和3年1月から令和7年12月までに締結された農地の賃貸借における10アールあたりの賃借料水準について、5年間のデータを基に算出したものとなります。

集計したデータは、昨年度集計したデータから令和2年分のデータを削った上で、新たに令和7年分のデータを加えたものが基本であります。平均額の算出にあたり平均値より30パーセント以下及び70パーセント以上の額で契約されたものを除いた上で平均を

っております。これらは、前年度と比べ大きな変動となることを避ける意味でも、従来から5年間のデータを基にして賃借料情報を提供しているところです。

なお、近年は農地中間管理事業を活用した契約が多数を占めており、令和7年からは賃借料を現物支給つまり玄米等とする契約は取り扱わないこととしたことから、注意事項にあった賃借料を現物支給（玄米）としている場合と書かれた部分を削除することといたしました。

なお、今回と前回は比較しますと、田で200円の増、畑で1000円の増、飼料畑で200円の減となっております。

以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

佐藤委員 4番佐藤でございます。

今回の土地の評価、その金額、賃料等につきましては、路線価とか、あるいは評価倍率等も関係してくるのではと思いますけれども、加えて周辺の市町の状況とか、そういったものも関係していると考えています。

そういった検討もされておりますでしょうか。若しくは、ただ単に平均しただけということなのでしょうか。もし今後もこの情報を参考にしてくださいということであれば、近隣のその状況等も参考にしてもよろしいのではないかと私は考えるところですがいかがでしょうか。

大村主任主査 ご質問のあったことについてお答えします。

委員の仰られるとおり単純に平均をとった情報になっておりますので、近隣市町との調整を行うこと等については今後検討していきたいと思っております。

議長 他に質疑ございますか。

議長 無いようですので質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり提供することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり提供することに決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、令和8年度最適化活動の目標の設定等の

決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第4号、令和8年度最適化活動の目標の設定等の決定についてをご説明いたします。議案書は10ページから18ページまでをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

高橋委員 6番高橋です。
この設定される目標の中では現状・課題という項目の部分の扱いが非常に気になりました。

例えば、農地集積で年間の目標面積を90ヘクタールとするということにあたっては、こういう現状で、こういう課題があったから、こういう実行プランをして、この目標になりますというストーリーがあるものと考えています。

今回私が違和感を受けたのは、その一番大事な実行プラン、課題を検証した結果、こういう実行プランにすれば、この課題が解消される、だからこういう目標を立てられるという流れが見えていなかった所になります。

そもそも、その実行プランは誰が作ったのか、あるいはどこの部署で作るのか、それとも全く農業委員会と関係ない所であるというのかもしれないが、いずれにしても、その作った所とのすり合わせは農業委員会事務局としてはどのようにしているのかという所が分かりませんでした。

分かる範囲で結構ですから、教えていただければありがたいと思います。

細川主任主査 只今の高橋委員のご質問の内容につきましては、仰られるとおりでと考慮しております。

これまでは農林課が中心となって皆様にご意見をお伺いしながら取りまとめた人・農地プランがありましたので、その内容を達成するために、農業委員会等も一緒になって取り組んでいくということで進めてまいりまして、また、それに農地利用最適化活動という取組が加わり、そこから5年位が経過して今回取り組んだ地域計画というものは、人・農地プランがステップアップする形で名前が変わったというだけではなく、より実効性のあるような計画を地域単位で立てて、それを実施して行きましようとなった中で、地域計画の中にも人・農地プランと同じように目標の主要指標として地域の集

積率を上げて行く、また、遊休農地を作らない、その2つは達成を目指す基本的なものとした上で国としては地域計画を定めて、地域の活性化を図って行きましょうという仕組みになっているものと理解しております。

そうしたことから、地域計画でも我々の目標設定している8割の集積を目指して頑張っていくということが盛り込まれておりますが、それは各地域とも集積率を総じて8割と設定するよう国が指針を示してことも理由になっているものです。なお、遊休農地は、これ以上増やさない、減らしていくという内容が目標として、皆様の地域の話し合いを通じて地域計画を作ってきた中で盛り込まれているところです。

ですので、それを共に取り組んでいくのが農業委員会として必要なことだと考えておりますし、またそれを達成するために何をやって行くべきなのかというところは、地域計画に基づいた地域の推進組織、また地域で立ち上げられた地域の担い手法人、そういったものを通じて、その達成を目指していく、それを我々は農地の権利の流動化、また最適化活動の推進等を通じて支援、また、委員自身が1人の構成員としても、一体として取り組んで行くということが必要だと考えております。

農業委員会といたしましては、委員がご指摘のとおり、このような課題にはより具体的な内容を決めて取り組んで行くという表現を入れる必要があるとは理解しているのですが、地域それぞれの状況を鑑みて取り組むべき内容が決められている地域計画の達成が、その目標数字の達成の後押しになるということを中心に考えられておりますので、今回の農業委員会の活動目標の設定等の段階につきましては、地域毎に異なるようなそのプロセスというのは書かれていないのだということで理解をしております。

ただ、それぞれご所属されている地域の地域計画がございますので、そちらの達成に向けては農業委員会、また事務局としても自分達で出来るものはあるものと考えておりますので、それぞれの地域の役員会等の小規模レベルの話し合いからでも我々職員等は出席をさせていただきながら、また、各委員さんにも積極的に地域の話し合いの場には参加いただくようお願いしているところですので、その中でこの地区ではこういったものをやりましょうというものを決めたものにつきましては、それに取り組むことが同じようにこの最適化目標に繋がるものだという認識を持って、その課題解決のプロセスにつきましては、委員の皆さんや事務局も一体となって考えて、達成できるよう取り組んでまいりたいと考えているところです。なお、その目標の達成の数字としては国から割り振られた範囲にはなってしまいますが、現行では地域計画が一番上位の目標としてあって、こちらは農業委員会としての目標でありますので、この2つの歯車が辻褄が合って一緒に取り組んで行けるよう、引き続き我々も考えてまいりたいと思っておりますし、必要であれば、農業委員会

としても委員全体で適宜研修させていただき、情報交換も重ねながら、また職員もいろいろ悩み考えながら、そのプロセスを委員会としても作って行こうという話になるのであれば、それはこの目標設定とは別に、そのプロセスというものを一緒に考えて行くことを検討したいと考えているところでございます。

高橋委員

私がお聞きしたいのは、地域で課題に取り組んでいるとは思いますが、それは末端でも1人の人が課題だと思うということで、それが地域で共感されれば地域の課題になって行く。今回のように国や県に滝沢市の課題や目標として出すというのであれば、それぞれの地域の取り組みを把握して、課題として理解して取り上げ、この中にも盛り込んで出すということができれば良いと思う。

そうすることによって、この地域では成果を上げられた、一方、こちらの地域では成果を出すまでには至らなかった、では、こちらの地域は農業委員会として重点的にフォローしようとか、もっともその原因は何であったのだろうと考えること等をサポートすることができると思う。

地域毎の計画なので、地域計画は地域で立てられるもので別に管理されています、だからこの目標はそれらとは関係無しに国の指示だから平均を取って何パーセントで入れています等というような見方しかされていないように感じられましたので、地域計画に本気で取り組んでいる地域の農業をしている人達のことを考えて汗流すというのであれば、農業委員会だけではなく、地域の人々も含めて皆で取り組むべきことだと思います。

それを感じられるようなことをこの計画の中に書いてくれということではなく、ここはこれでも良いとは思いますが、この計画とした背景をしっかりと持っているのかどうかということが大事だと思います。そして、地域計画がどこまで成功しているのか、あるいは成功していないのか、順調なのか、順調ではないのか、それを年度毎に、また半期毎に検証をして行って、必要とされるフォローをして行くのが、物事を進める上では大事ではないだろうかと思いましたので質問をさせていただきました。

細川主任主査

貴重なご意見ありがとうございます。

話が重複してしまうようで申し訳ございませんが、人・農地プランは絵に書いた餅のようだというご批判は私共も聞き及んでいた計画となってしまったものに対しまして、今回の地域計画というものは、市はもちろんですが国自体でもより実効性等があるものとしたという意気込みを持って進めてきており、ようやく本市でも地域計画を全地区で定めるところまでまいりましたので、その取り組みにあたっては我々も今まで以上に本気となって皆様にもお力添えをいただきながら、まずは各地域で集まりを開催して検討を進めようと、またそれが年1回とかではなく複数回開催するような形として

話し合いを重ねているところです。

なお、地域計画の進捗管理は農林課で行っておりますが、事務局そして委員さん方とも、その内容を共有するよう努めております。また、滝沢市の場合は、最適化活動の関係もあり推進委員だけではなく農業委員も担当地域分けをある程度させていただいておりますので、各地域のそれぞれが抱える課題を、その担当の委員さんや職員も一緒に集まって知恵や意見等を出し合っただき、次のアクションはどうか等を決めて行動するという事は、一部の地域では相当出来ておられるとも思っていますが、地域毎の温度や委員毎の関わり具合等で結構な差がある部分も見られ、もちろんまだまだ改善の余地はあるものとは考えております。

そして、委員の仰られるとおりの四半期位なのか半期なのか、1年毎では年度途中でのチェック、そしてアクションができませんので、適切なタイミングで中間評価等も入れられるようにし、そこから次の仕掛けをどう回して行こうかというもの等に、委員のご協力等もいただきながら作業工程の組み立てを行いたいと思っております。また、私共としましては、その地域の話し合いをいつ開催して、どう振り返って評価し、課題等はどこで、そこを見直して今後はどういったことをやって行こう、あるいはこの仕組みで取り組むためにはこういったものを提案しよう等という話においても各委員に参加いただけるような機会を作れるよう、今回の目標の達成に繋がるその一環だと思っただき、その地域毎の取り組み過程にさらに積極的に関わっていただければと考えております。その際には、現在は農林課や事務局の職員等が主に務めているコーディネーター的な役割を補足する形から、最終的には、ぜひ現在の私共と同じような立場にも立っていただく等して、地域にこういうことをやっていこうという話に委員が積極的に関わっていただけるように、今後は地域の話し合いを開催する前段階で行っている内部の情報交換の方も定期的に、また地域単位でも行っている打ち合わせ等に委員にもお声掛けして参加いただきたいということを、事務局からも農林課等と新しい地域計画推進の体制作りを考えている中で提案をさせていただきながら、新たな取り組み方、進め方等というものも模索してまいりたいと思っておりますので、引き続きご協力をお願いいたしたいと考えているところであります。

太田委員

8番太田です。

参考までにお聞きしたいと思います。

私の地域についてですが、今、農業の生産活動をほぼやっていない農家が近くに2軒程あって、現在は遊休農地という扱いをしてはいないのですが、年に何回かはロータリーを掛けて荒れない程度に保全していただいているということで、遊休農地とは見ていない訳なのですが、近い将来には遊休農地化する可能性があるのではと危惧しています。元々は田圃であった場所な関係から水捌けが悪いと

ということで、田の畦畔等については、畑作農家が耕作を引き受ける等する場合には、全部取り払わなければ効率的に作業ができないという話になるかと思えます。

そういった場合に、水利費を今もその農家は払い続けているはずなのですが、畑地化する上において水利権を解消するためには1度に何年分かのその水利費を払うことで無しになるということのようなのですが、滝沢市の場合には何年分を払えば解消することができるのかというところを、ある程度把握しておくことができるのならば、今後そういった状況の農家の方々等にお声掛けするときに、こういう条件を解消すれば畑地化する方法もありますよということもお話をしながら、なるべく遊休農地化をしないような行動をしなければならぬと考えておりましたので、そちらで分かる範囲で結構ですので教えていただければと思います。

細川主任主査

今のお話は土地改良区の賦課金のことだと思いますけれど、現在こちらの方で把握している内容にはなりますが、当該地域に受益地を持つ土地改良区の場合で田から足抜けしようとする場合には、年間の賦課金に対してその10倍をもって精算することができるということで聞いておりますが、以前には5倍だというお話をされる方もいらっしやったことがございます。

またエリアによって、姥屋敷地区は対象外だとは思いますが、現在麓の方で行われている国の国営かんがい排水事業と県の農村災害対策整備事業として、いわゆる岩洞用水につきまして水路等の改修工事をしているところですが、そちらは岩洞用水の受益地においては特別賦課ということで、その工事に係る農家負担分ということになります。土地改良区が区域毎に負担額を割り振って加算徴収している例があります。これらは、同じように10倍の対象に含まれるのかどうか等詳細は分かりませんが、精算に係る負担額というのはケースバイケースで違ってくるようです。また、中には毎年の賦課金を滞納されているといった方の扱いにつきましても、市内には2つの土地改良区がございまして、一方の土地改良区の話では、理事会でその対処方法は都度協議して決定されているというお話がありましたので、特別に一定の手続で受益地からの除外を認める場合もあるようですし、これはルールに基づく所定の処理を別に要するといった話もあるようですので、そこは場所によって変わってくるものもあると考えられますが、こちらとしましては精算時における土地改良区の賦課金の割増は10年分に相当する額だというような話を以前伺っているところがございます。いずれにしましても、そのようなお話を受けた際には、基本的にその場所や事情によっても変わってくるものですから、ご相談いただいた場合は土地改良区に直接ご確認をいただいて実際に要する金額を算出してもらってくださいというご案内をしているところです。

また、最初に太田委員からのお話の中にございましたが、現在は

作付をやめて保全管理だけを行っている農地があるという点につきましては、既に情報提供をこちらの事務局の方にはいただいていたたり、地域を担当する委員間で情報共有されていたりされているものとは思いますが、先程の地域計画の話にも関係してまいります、今回の地域集積の取り組みの中で、多くの地域に協議会や担い手法人ができて、そういった地域内の農地に関する総合調整ができるような体制が整いつつありますので、ぜひそういった場合には早い時点で所有者にお声掛けをいただいて、遊休農地の発生防止として、将来遊休農地化が懸念されている土地を未然防止するというのも1つの委員活動として必要なものでありますので、当地に限らず、他の地域を担当される方でも同様ですけれども、日常からの委員の最適化活動の1つとしてお声掛けをいただきながら、また会話を通じて相手の今後の意向等を把握していただきながら、さらに場合によっては事務局または農林課職員も一緒に皆でお話に参加させていただくことによって、そういった地域の話し合いの場、地域のリーダーとなっている方々の調整等を通じて、耕作を希望される方への農地の再配分等に早めに着手できれば地域がより良い方向に向かっていくものと思います。その際に、その新しい耕作者に移った先で例えば田圃として利用したり、また、それを転作利用して補助金をいただきながら耕作したりするために田であることが大事だという人も中にはおられますし、あるいは畑や草地等として使いたいから、負担する場合には重荷になる水代はいらないという話になるかによっても変わってまいります。もし、所有者の方がもう作付をやめたからと言って先に精算をしてしまいますと、後で耕作を引き受ける方が例えば転作作物をやりたい、田圃でやりたいと言った場合でも、土地改良区ではもうそれは認められないと言われてしまった例も過去にはございますので、そのためにも先手、先手を打って状況を把握して関わって行くことができれば、もっと有効な農地利用が可能になるものとも考えておりますので、引き続き委員活動、最適化活動の方でもご協力をお願いするところでございます。

佐藤委員

4番の佐藤です。

日頃感じていることなのですが、遊休農地解消等は当然取り組んでいるものの、農用地利用改善団体や実際に担う地域の法人の立場としては、取り組み開始後も保全等を委託される圃場は次々と増えて来ています。そうしますと、私のいる大沢地区の方を例に見ましても、実際に法人での作業に参加できる人数は限られており少ない人員で回しているのが実情です。ですので、将来的にはこの取り組みを行う単位の地区というものを広くして、人材を確保したり、広域で効率的に取り組んで行ったりした方が良いのではないかと思います。この地域計画の単位、取り組みの範囲を広くするということは、まだ早いものなのでしょうか。

細川主任主査

例えばですが、地域計画の目標等において、計画の範囲を広くした場合に、1つの事案に対する話し合いの参集範囲とか、また地域の実情に則した具体的な取り組みの設定とか、そういったものに支障が生じてくる可能性はあるものと思われまます。それでも、現在の地域計画に移行した段階、前回の人・農地プランから変わったタイミングでは、大釜、小岩井地区や一本木、加賀内地区のように前回は分かれて取り組みをしてきた地区を1つにまとめて広域化を図った所は実際にあった訳ですので、例えば、鶉飼地区からの南側、特にお話しされている大沢地区はその対象かもしれませんが、地域計画の農地面積が小さい地区につきましますは、もちろん次の課題では出てくるお話なのではと想定されますし、そういった地域では隣の地区等との出作入作が激しいとも思われ、元から人の交流も多いと思いますので、1枚の計画として広げ、人材の確保や運営の効率化等を図りましょうという話は検討されるようになってくるものと考えております。

いずれにしましても、そういった場合には、今回立ち上げていただいた地域協議会等がその地区の枠組で続けて良いのか、また広域化を図る場合にしても、その地域協議会と一体で取り組んでいる農用地利用規程で指定された地域の担い手法人がその地域だけの活動で良いと考えるのか、あるいは他の地域もカバーできると考えられるのかといった点の検討が重要になってくるものと思われまます。これも例えばですが、大沢地区の担い手法人につきましますは、小岩井地区位までは大沢地区に属する方が所有する農地の耕作を引き受ける形で入っているという事例がありますので、そういった法人が他の特定の1地区とだけで広域化を図るのが良いのかという話も出てくるでしょうし、同じく大沢地区で例えると、北側の鶉飼地区と一緒に取り組むのが良いのか、南側の篠木地区または大釜地区と一体的な方が良いのか、一方で、北側の鶉飼地区では逆の北側の牧野林地区との一体化を目指してはいないか、南側の地区も大沢地区とは別の地区と一緒にやった方が良く考えていたりしないか等でも変わってくるものと思われまますので、今は現在の地域計画の単位どおりで進めさせていただきたいとは思われまます、次を見据えては、計画地区の広域化というのは我々も考えるところでありまますし、併せて地区間や法人間の交流等を通じて、そこから一本化しようとする機運が高まるとか、試しに法人か協議会かのどちらかだけを先に一体化してみようとかといった話も生まれてきても然るべきかと考えられまます。

それに向けて、現時点の課題に対して我々ができることとすれば、その地域の話し合いの場の中で、例えば、農地の境が曖昧になっている隣接地区との連絡調整、または、隣接する地区同士での地域計画の整合性等を図っていく協議の場を設けていく等、次のステップに向けた話し合いを隣にも声掛けて一緒にやりませんかという話について、次の地域内の話し合いの際にでも、こういうお話も出

ていますが、我々からもこう提案させていただきたいのですがいかがでしょうか、といったことからさせていただきたいと考えております。

議長 他に質疑ございますか。

議長 無いようですので質疑を終了して採決に入ります。
議案第4号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、滝沢市農業委員会事務局職員の任免についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

佐々木事務局長 議案第5号、滝沢市農業委員会事務局職員の任免についてをご説明いたします。議案書は22ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上で説明を終わります。

議長 本案件は人事案件のため、質疑を省略し直ちに採決に入ります。
議案第5号について、原案のとおり承認する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第5号は原案のとおり承認されました。

議長 日程第10、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第11、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、及び日程第12、報告第4号、農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について、及び日程第13号、報告第5号、農地転用届出の確認事務報告についてにつきましては、お手元の議案書26ページからのおりとなっておりますのでご確認願います。

議長

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。
これをもって、第33回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和8年3月25日（水） 午前10時35分

議 長 _____

会議録署名人 1 番委員 _____

会議録署名人 3 番委員 _____

これは原本である。

令和8年3月25日

滝沢市農業委員会 会長 駿河 信一